

#### 4.1.10 歴史的文化的遺産

##### 4.1.10.1 調査結果の概要

###### 1) 調査の手法

###### a) 調査すべき情報

歴史的文化的遺産及び周辺の状況を把握するため、歴史的文化的遺産の分布状況及びその概況を調査した。ただし、歴史的文化的遺産としては、国、県、町指定の有形文化財及び埋蔵文化財を調査の対象とした。

###### b) 調査の基本的な手法

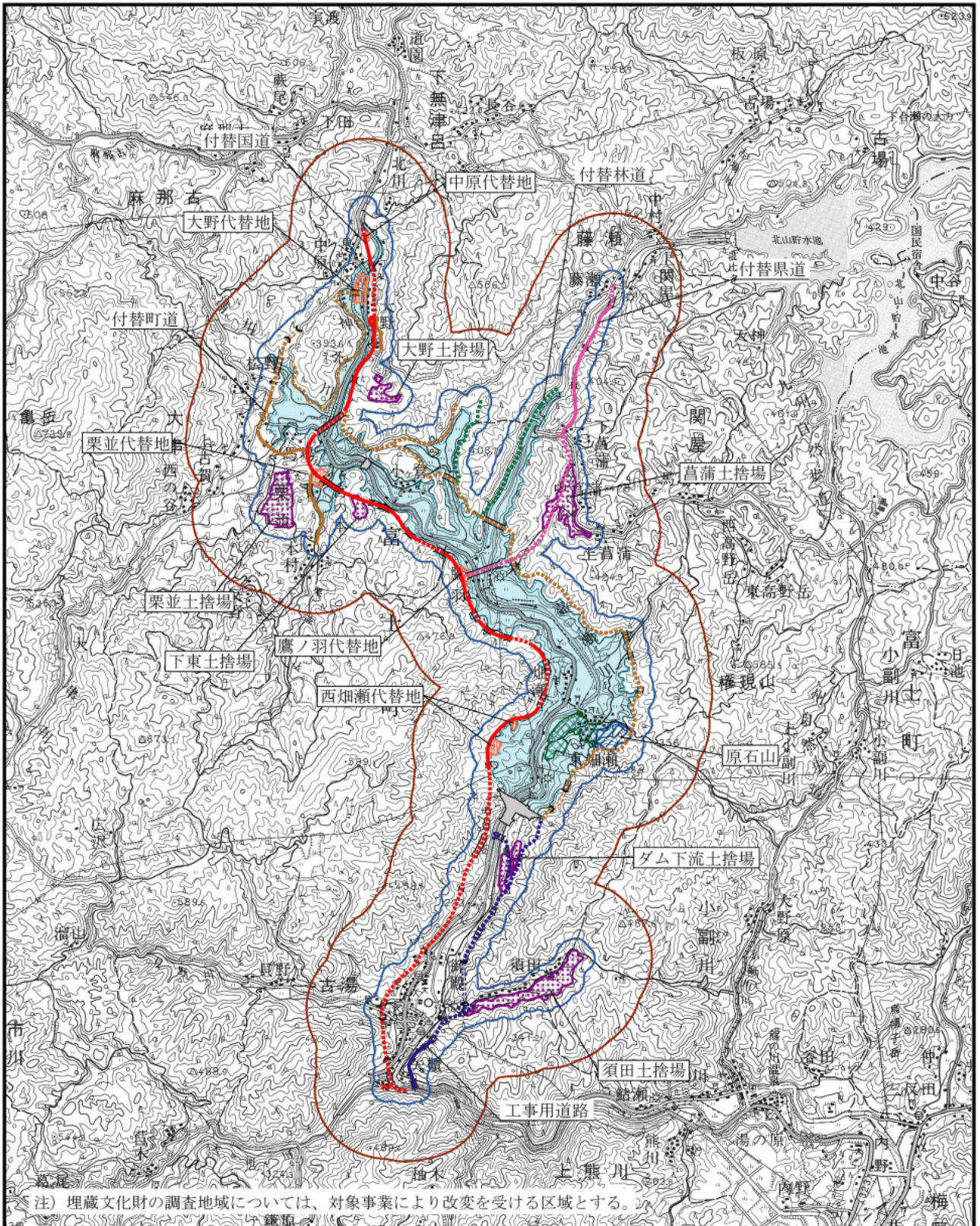
調査の基本的な手法は、文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とした。

###### c) 調査地域・調査地点

調査地域は、図 4.1.10-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺の区域とした。なお、埋蔵文化財の分布状況については、対象事業により改変を受ける区域とした。

###### d) 調査期間等

文献その他の資料による調査のため、特に限定しなかった。



注) 埋蔵文化財の調査地域については、対象事業により変更を受ける区域とする。

- |     |            |      |
|-----|------------|------|
| 凡 例 |            |      |
|     | 付替国道       | トンネル |
|     | 付替国道(未完成)  | 橋    |
|     | 付替県道       |      |
|     | 付替県道(未完成)  |      |
|     | 付替町道       |      |
|     | 付替町道(未完成)  |      |
|     | 付替林道       |      |
|     | 付替林道(未完成)  |      |
|     | 工事用道路      |      |
|     | 工事用道路(未完成) |      |

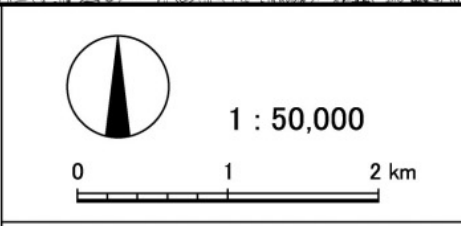


図4.1.10-1  
歴史的文化的遺産調査地域

## 2) 調査結果

### a) 国、県、町指定の有形文化財の分布状況及びその概況

国、県、町指定の有形文化財の分布状況を図 4.1.10-1 に示す。

調査地域には、富士町指定の重要文化財(建造物)として「<sup>くましるかつとし</sup>神代勝利の墓」が、重要文化財(彫刻)として「<sup>やくしによらいりゆうぞう</sup>薬師如来立像」及び「<sup>おおくしもり ひぜんごまいぬ</sup>大串杜の肥前狛犬」が、史跡として「<sup>おおのだいかんしょあと</sup>大野代官所跡」が分布している。

富士町指定の重要文化財(建造物)である「神代勝利の墓」は、大字東畑瀬にある曹洞宗の<sup>そうげんいん</sup>宗源院の裏山に祀られた戦国武将神代勝利の墓である。神代勝利の墓の左右には十六基の侍臣の五輪塔が配されている。

富士町指定の重要文化財(彫刻)である「薬師如来立像」は、大字中原にある<sup>やくしどう</sup>薬師堂に祀られた、高さ 161cm、頭部から足まで 1 本の木を彫り上げた楠の一木造りの木像である。平安時代後期作とされている。また、「大串杜の肥前狛犬」は、大字大串の大串杜にある肥前型の狛犬で、<sup>あうん</sup>阿吽の像とも前肢の間には寛文元年(1661 年)の作を示す銘文が刻まれている。なお、大串杜には肥前狛犬とは別に、明治時代の作である<sup>からじし</sup>唐獅子型の狛犬がある。

富士町指定の史跡である「大野代官所跡」は、北山の大野にある江戸時代の代官所の跡であり、現在は石垣等が現存するほかは、畑地となっている。

### b) 埋蔵文化財の分布状況及びその概況

埋蔵文化財の分布状況は、「平成 12 年度嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>1)</sup>及び「平成 13 年嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>2)</sup>による情報の収集の結果、現地踏査、試掘調査及び確認調査が行われており、本発掘調査を実施する必要がある調査地点として、<sup>ひがしはたせ</sup>東畑瀬遺跡、<sup>にしはたせ</sup>西畑瀬遺跡、<sup>かきのうち</sup>垣ノ内遺跡、<sup>おおの</sup>大野遺跡、<sup>ひらばたけ</sup>フルタ遺跡、<sup>ひらばたけ</sup>平昌遺跡、<sup>じぞうだいら</sup>地蔵平遺跡、<sup>こがくら</sup>小ヶ倉遺跡、<sup>あとなしかわらがま</sup>音無瓦窯跡、<sup>くろう</sup>九郎遺跡、<sup>おおくし</sup>大串遺跡及び<sup>つめたに</sup>詰谷遺跡の計 12 の遺跡が確認された。このうち、東畑瀬遺跡、西畑瀬遺跡、大野遺跡及び大串遺跡については、本発掘調査が行われており、調査結果は

\*: 該当する引用・参考文献の番号を示し、項末に一覧を示す。

以下に示すとおりである。

i) 東畑瀬遺跡

東畑瀬遺跡は、嘉瀬川の中流域左岸に立地する。嘉瀬川の氾濫によって堆積した砂質土によって形成された半月状の平坦な地形で、現況は水田である。

「平成 12 年度嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>1)</sup>及び「平成 13 年嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>2)</sup>による情報の収集の結果、確認調査では、少量の中世から近世の遺物が検出されていたが、本発掘調査では、中世の掘建柱建物跡、石積遺構、集石遺構、土壇等の遺構と遺物が検出された。

また、中世の生活面の下には縄文時代晩期の包含層があり、中世の遺構検出時にも大量の縄文土器及び石器が出土した。

掘建柱建物跡は、小穴の分布から東畑瀬遺跡内の南西側に少なくとも 3 棟が建っていたと考えられるが、建て替えが行われたと考えられる。

石積遺構は、東畑瀬遺跡内の西側に大小の河原石を積上げたもので、屋敷地の土留めとともに河川の氾濫から集落を守ったものと考えられる。

集石遺構は、3 カ所検出されているが、1 カ所はほとんど破壊され痕跡しか残っていない。2 カ所の集石は、大小様々な形態の石を径 2m 前後の不整円形に配置したものである。

土壇等の遺構は数カ所検出されている。

遺物は、13 世紀～16 世紀までの輸入陶磁器、瓦質土器、土師質土器、輸入銅銭等が出土している。

ii) 西畑瀬遺跡

西畑瀬遺跡は、富士町のほぼ中央に位置する。嘉瀬川右岸の川沿いに向かってなだらかに傾斜する河岸段丘に南北に広がっている。

「平成 12 年度嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>1)</sup>及び「平成 13 年嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>2)</sup>による情報の収集の結果、本遺跡は中世期の集落跡として周知されており、嘉瀬川対岸には同じく中世集落である東

畑瀬遺跡の他、中世山城の畑瀬城が存在する。西畑瀬遺跡の北側において、中近世集落跡のほか古墳時代前期の小穴が検出されている。

西畑瀬遺跡の現況は水田として利用されており、場所により耕作地利用のための造成がなされており、弥生時代中期の<sup>かめまいのういこう</sup>甕埋納遺構及び中・近世の集落跡が確認された。

弥生時代の遺構は西側高所において1基確認された。直径約60cmの土坑内に弥生時代中期の甕を倒置して埋納してあった。この他、同じく弥生時代中期のものと思われる甕が1固体、また、自然流路跡からの出土であるが石庖丁が1点出土している。

中・近世期の遺構としては集落跡の一部と考えられる土坑及び小穴群を検出した。これらの遺構からは、中国貿易陶磁器・<sup>はしき</sup>土師器・<sup>がきわん</sup>瓦器碗・<sup>とうばんけい</sup>東播系須恵器捏<sup>ばち</sup>ね鉢などが出土しているが、その多くが小破片であり残存状態はあまり良くない。時期は12～13世紀代が中心と考えられる。西畑瀬遺跡の南東隅では同時期の遺物を包含する窪地を検出した。耕作地造成時のものであると考えられる。水田耕作土及び造成土からは近世陶磁器も数点出土している。

その他の遺物としては縄文時代中期の<sup>あたかけい</sup>阿高系土器片が1点、<sup>こくようせき</sup>黒曜石碎片が1点出土している。

### iii) 大野遺跡

大野遺跡は富士町の北部、嘉瀬川支流の神水川中流域左岸に位置する。

「平成12年度嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>1)</sup>及び「平成13年嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>2)</sup>による情報の収集の結果、中世集落跡として周知され、遺跡内には江戸期の大野代官所跡のほか、正応3年(1290年)創建の金福寺等が存在する。平成8年には対象事業による水没移転者の代替地において発掘調査が行われ、中世遺跡跡のほか縄文時代の遺物包含層等多くの遺物が出土している。

大野遺跡の現況は田畑として土地利用されており、南西方向に向かって緩やかに傾斜し、調査区南側においては水田造成のための盛土が厚く堆積し、中近

世以降の遺物が混入していた。縄文時代後期後半の遺物包蔵層及び中世の集落跡を確認した。

縄文時代の遺物包含層は大野遺跡の北側の高所において確認できた。遺構としては集石遺構 2 基、土坑 2 基がある。遺物は都合 1,000 点以上一定量まとまった形で土器、石器が出土している。この遺物包含層は東側に向けてさらに広がるものと考えられる。調査区南側においては谷部分であり、縄文時代の遺物は検出できなかった。

中世の遺構としては掘立柱建物 1 棟、<sup>まくれつ</sup>柵列 1 条の他、溝、土坑及び小穴群を検出した。

中世の遺構検出面よりも上面において、水を長期間溜めていたと考えられる方形の土坑を 1 基検出した。時期は近世以降に属するものと考えられる。

遺物としては、<sup>かっせきせいしなべ</sup>滑石製石鍋・土師器・<sup>がしつどき</sup>瓦質土器や中国製貿易陶磁器・高麗青磁 2 点等の中世土器・陶磁器が出土している。時期としては室町時代が主である。近世陶磁器も 18 世紀～19 世紀前半を中心に出土している。これら中・近世の遺物は、土師器小皿 2 点をのぞいてほとんどが小破片であり残存状態の良好な資料は少ない。

このほか弥生時代中期と思われる土器の胴部破片及び底部破片を大野遺跡の北西部において数点検出した。

#### iv) 大串遺跡

大串遺跡は、周辺の高々に囲まれた盆地の中の丘陵先端部、杉山から生じた大串川の左岸に位置する。大串遺跡は、近年まで水田として利用されていた。

「平成 12 年度嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>1)</sup>及び「平成 13 年嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告」<sup>2)</sup>による情報の収集の結果、遺構は、柱穴が多数検出されており、中世の掘立柱建物跡(屋敷跡)が現時点で 3 棟確認できている。その他、屋敷跡に伴う柵跡、集石遺構や溝状遺構、風倒木跡等が検出されている。柱穴は、柱根部がはっきりしているものが見られ、柱穴の多くが地山の礫を利用し根固めになっている

遺物は、中世の青磁椀等の輸入陶磁器、瓦質土器、土師土器、石臼、砥石等  
が出土している。その中でも注目されるものが、黒色の印刻文をもつ瓦質の茶  
釜で、大串遺跡内の屋敷において茶の湯が行われていたことを象徴付ける良好  
な資料である。

#### 4.1.10.2 予測の結果

##### (1) 予測の手法

予測対象とする歴史的文化的遺産及び影響要因は、表 4.1.10-2 に示すとおりであり、影響要因は「土地又は工作物の存在及び供用」の改変の程度とした。

表 4.1.10-2 予測対象とする歴史的文化的遺産及び影響要因

予測対象	影響要因	土地又は工作物の存在及び供用
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム の 堤 体 の 存 在</li> <li>・原 石 山 の 跡 地 の 存 在</li> <li>・土 捨 場 の 跡 地 の 存 在</li> <li>・道 路 の 存 在</li> <li>・代 替 地 の 存 在</li> <li>・ダム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在</li> </ul>
		改変の程度
		歴史的文化的遺産の改変の程度
国、県、町指定の有形文化財の分布状況	神代勝利の墓	
	薬師如来立像	
	大串杜の肥前狛犬	
	大野代官所跡	
埋蔵文化財の分布状況		

注) : 予測対象とする項目を示す。

##### 1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、事例の引用又は解析によった。

予測の基本的な手法を表 4.1.10-3 に示す。

##### 2) 予測地域

調査地域のうち、歴史的文化的遺産の特性を踏まえて歴史的文化的遺産に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

予測地域を表 4.1.10-3 及び図 4.1.10-2 に示す。

##### 3) 予測対象時期等

歴史的文化的遺産の特性を踏まえて歴史的文化的遺産に係る環境影響を的確に把握することができる時期とし、供用開始後とした。

予測対象時期等を表 4.1.10-3 に示す。



表 4.1.10-3 歴史的文化的遺産の予測の手法

影響要因	項目	予測の基本的な手法	予測地域	予測対象時期等
土地又は工作物の存在及び供用	変更の程度	歴史的文化的遺産と事業計画を重ね合わせることで、より変更の程度を予測した。	調査地域のうち、歴史的文化的遺産の特性を踏まえて歴史的文化的遺産に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。	供用開始後とした。

(2) 予測結果

1) 国、県、町指定の有形文化財の分布状況

国、県、町指定の有形文化財と事業計画を重ね合わせた結果を図 4.1.10-2 に示す。

対象事業の実施により、富士町指定の重要文化財(建造物)である神代勝利の墓が消失すると予測される。

一方、薬師如来立像、大串社の肥前狛犬及び大野代官所跡については、対象事業の実施による変更はないと予測される。

以上のことから、神代勝利の墓への影響があると考えられる。

2) 埋蔵文化財の分布状況

埋蔵文化財と事業計画を重ね合わせた結果を図 4.1.10-2 に示す。

対象事業の実施により、埋蔵文化財はすべて消失すると予測されることから、影響があると考えられる。



#### 4.1.10.3 環境保全措置の検討

##### (1) 環境保全措置の検討項目

環境保全措置の検討は、予測結果を踏まえ、環境影響がない又は小さいと判断される場合以外に行う。

予測の結果から、国、県、町指定の有形文化財のうち薬師如来立像、大串杜の肥前狛犬及び大野代官所跡については、影響はないと判断されることから、環境保全措置の検討を行う項目とはしない。

歴史的文化的遺産について、環境保全措置を検討する項目を表 4.1.10-3 に示す。

表 4.1.10-3 環境保全措置の検討項目

項目		予測結果の概要	環境保全措置の検討
			土地又は工作物の存在及び供用
国、県、町指定の有形文化財の分布状況	神代勝利の墓	対象事業の実施により消失すると予測されることから、影響があると考えられる。	
	薬師如来立像	対象事業の実施により改変されることはない予測されることから、影響はないと考えられる。	-
	大串杜の肥前狛犬		-
	大野代官所跡		-
埋蔵文化財の分布状況		対象事業の実施により、埋蔵文化財はすべて消失すると予測されることから、影響があると考えられる。	

注)1. :影響がない又は小さいと判断される場合以外に該当するため、環境保全措置の検討を行う。

2. - :影響がない又は小さいと判断されるため、環境保全措置の検討を行わない。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置

富士町指定の重要文化財である神代勝利の墓及び埋蔵文化財については、土地又は工作物の存在及び供用により、改変を受けると予測される。

このため、この影響に対して事業者の実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避・低減されているかを検証した。

土地又は工作物の存在及び供用における、環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果を表 4.1.10-4 に示す。

表 4.1.10-4(1) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の

検討結果の検証及び整理の結果

項目	国、県、町指定の有形文化財(神代勝利の墓)		
環境影響	対象事業の実施により、改変を受ける。		
環境保全措置の方針	富士町文化財保護条例に基づいた協議を行い、神代勝利の墓を移設することにより、国、県、町指定の有形文化財(神代勝利の墓)の保全を図る。		
環境保全措置案	a. 移設		
環境保全措置の実施の内容	実施主体	事業者	
	実施方法	国、県、町指定の有形文化財(神代勝利の墓)を移設する。	
	その他	実施期間	対象事業により改変を受ける前
		実施条件	富士町文化財保護条例に基づき協議を行い、移設する。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	環境保全措置実施後には、移設される。		
環境保全措置の効果	国、県、町指定の有形文化財(神代勝利の墓)は、移設される。		
環境保全措置の効果の不確実性の程度	富士町文化財保護条例に基づき協議を行い、国、県、町指定の有形文化財(神代勝利の墓)を移設することから、不確実性は小さい。		
環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	他の環境要素への影響は想定されない。		
環境保全措置実施の課題	特になし。		
検証の結果	実施する。 a 案については、国、県、町指定の有形文化財(神代勝利の墓)が保全されることから国、県、町指定の有形文化財(神代勝利の墓)への影響はできる限り回避・低減されていると考えられる。		

表 4.1.10-4(2) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の

検討結果の検証及び整理の結果

項目		埋蔵文化財	
環境影響		対象事業の実施により、改変を受ける。	
環境保全措置の方針		佐賀県文化財保護条例及び富士町文化財保護条例に基づいた協議を行い、東畑瀬遺跡等の記録保存等を行い、埋蔵文化財の保全を図る。	
環境保全措置案		a. 記録保存等	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	事業者	
	実施方法	埋蔵文化財について、佐賀県文化財保護条例及び富士町文化財保護条例に基づいた協議を行い、記録保存等を行う。	
	その他	実施期間	対象事業により改変を受ける前
		実施範囲	改変を受ける区域
実施条件	佐賀県文化財保護条例及び富士町文化財保護条例に基づき協議を行い、記録保存等を行う。		
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化		環境保全措置実施後には、記録保存等が行われる。	
環境保全措置の効果		埋蔵文化財は記録保存等が行われる。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度		佐賀県文化財保護条例及び富士町文化財保護条例に基づき協議を行うことから、不確実性は小さい。	
環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響		他の環境要素への影響は想定されない。	
環境保全措置実施の課題		特になし。	
検証の結果		実施する。 a案については、佐賀県文化財保護条例及び富士町文化財保護条例に基づき協議を行い、記録保存等が行われ、埋蔵文化財が保全されることから埋蔵文化財への影響はできる限り回避・低減されていると考えられる。	

(3) 環境保全措置の検討結果

環境保全措置の検討の結果、歴史的文化的遺産に対して表 4.1.10-5 に示す環境保全措置を講じる。

表 4.1.10-5 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置

項目		環境影響	環境保全措置の方針	環境保全措置	環境保全措置の効果
国、県、町指定の有形文化財の分布状況	神代勝利の墓	貯水池により、消失する。	富士町文化財保護条例に基づく協議を行い、神代勝利の墓を移設することにより、国、県、町指定の有形文化財の保全を図る。	移設 ・神代勝利の墓については、富士町文化財保護条例に基づいた協議を行い、移設する。	富士町文化財保護条例に基づいた協議を行い、移設することから、国、県、町指定の有形文化財への影響はできる限り回避・低減されるところと考えられる。
埋蔵文化財	東畑瀬遺跡、西畑瀬遺跡、垣ノ内遺跡、大野遺跡、フルタ遺跡、平島遺跡、地蔵平遺跡、小ヶ倉遺跡、音無互窯跡、九郎遺跡、大串遺跡及び詰谷遺跡	貯水池等により、消失する。	佐賀県文化財保護条例及び富士町文化財保護条例に基づいた協議を行い、東畑瀬遺跡等の記録保存等を行い、埋蔵文化財の保全を図る。	記録保存等 ・埋蔵文化財については、佐賀県文化財保護条例及び富士町文化財保護条例に基づいた協議を行い、記録保存等を行う。	佐賀県文化財保護条例及び富士町文化財保護条例に基づいた協議を行い、記録保存等を行うことから、埋蔵文化財への影響はできる限り回避・低減されるところと考えられる。

#### 4.1.10.4 評価の結果

歴史的文化的遺産については、国、県、町指定の有形文化財及び埋蔵文化財について調査、予測を実施し、その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行った。これにより、歴史的文化的遺産に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると判断する。



【引用・参考文献】

- 1) 平成 12 年度嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告
- 2) 平成 13 年嘉瀬川ダム区域内文化財調査実績報告